



医第 571 - 3 号
平成 29 年 9 月 29 日

埼玉県行政書士会長 様

埼玉県保健医療部医療整備課長
唐橋 竜一 (公印省略)

平成 29 年度第 2 回医療法人設立認可申請関係の日程について (通知)

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年度第 2 回の医療法人設立関係の手続について申請希望者向けの案内を別添のとおり作成いたしましたのでお知らせいたします。

なお、埼玉県庁ホームページの医療整備課のページに同様の情報を掲載しております。

医務担当 寺嶋

048-830-3534

平成29年度第2回医療法人の設立手続について

1 日程（場所）

- (1) 予備審査予約受付（電話）（※）
平成29年10月18日（水曜日）～10月23日（月曜日）
- (2) 予備審査書類の事前提出期限
平成29年11月17日（金曜日）
- (3) 予備審査（場所：県庁医療整備課（本庁舎4階））（※）
平成29年11月24日（金曜日）～12月1日（金曜日）
- (4) 本申請受付（場所：保健所）
平成30年1月9日（火曜日）～1月12日（金曜日）
- (5) 設立認可
平成30年3月中旬（予定）
- (6) 設立認可書の交付（場所：保健所）
平成30年3月下旬（予定）

※（1）は、土日を除く平日（9時00分～17時00分）です。

2 申請手続

医療法人の設立認可申請は、医療整備課で行う予備審査を必ず受けてください。

(1) 予備審査の予約

下記の予約先に電話で希望日時等をお伝えください（日時及び法人名は御希望に添えないことがあります。）。

- ・希望日時
- ・予定法人名（県内の既存医療法人と同一の名称は使用できません。）
- ・設立代表者名
- ・現在開設中の医療機関名、開設場所（市町村）及び開設年月
- ・予備審査に来る方の氏名（事務所名）及び連絡先

予約先：埼玉県庁 医療整備課 医務担当

電話：048-830-3534

(2) 予備審査書類の事前提出

予備審査書類を予備審査前に提出してください。

提出期限：平成29年11月17日（金）

提出先：埼玉県庁 医療整備課 医務担当

提出部数：1部（申請者の控えについては、予備審査時に持参してください。）

(3) 予備審査時の留意事項

- ・開業実績が1年に満たない方（平成30年1月1日現在）は、予備審査の予約はできません。（現在地での開業1年未満の方も同様の取扱とします）
- ・予備審査書類については、各書類間の整合性を確認してください。
- ・各書類の余白にページ番号を付けて、「予備審査用目次」を参考にして、全体の目次を作成してください。
- ・予備審査の段階では、作成書類への押印は不要です（証明書類については写しの添付可）。
- ・行政書士（委任状を持参してください。）以外の方は、設立代表者又は設立者の同席をお願いします。同席されない場合は、予備審査をお断りします。
- ・不足書類がある場合は、審査が行えないことがあります（次回以降受付）。
- ・予備審査の日時は厳守してください。

(4) 本申請時の留意事項

- ・申請書類は正本1部、副本2部の計3部を保健所に提出してください。
- ・認可できないこともありますので申請前に必ず予備審査を終了してください。
- ・申請受付期間は厳守してください。

3 その他

- ・財産目録の基準日は平成29年10月31日現在としてください。
- ・申請書類の様式、留意事項等は医療整備課ホームページの「医療法人設立認可申請の手引き」を参照してください。
- ・行政書士でない者が、官公署に提出する書類及び電磁的記録の作成を業として行うことは、禁じられております（法律の定めのある場合を除く。）。

《注意》さいたま市内に主たる事務所を置き、同市内にのみ病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人の設立認可を受けようとする場合は、さいたま市長の認可になります。手続等については、さいたま市地域医療課（電話048-829-1292）に御確認ください。

（問い合わせ先）

埼玉県保健医療部医療整備課

医務担当：宮下、寺嶋

電話：048-830-3534